

札幌市のヒグマ対策と 最近の出没事案

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

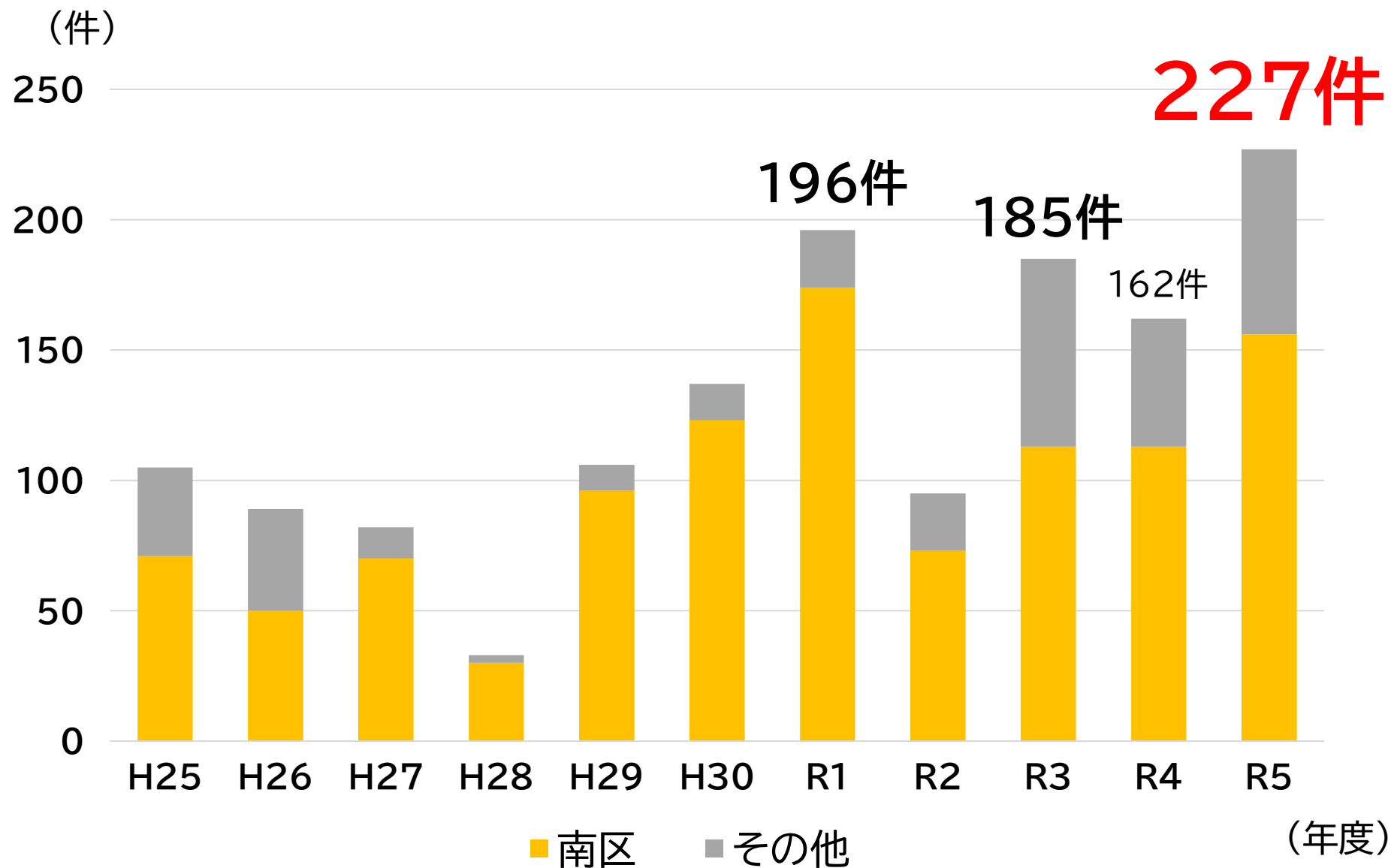
熊対策調整担当係長 清尾 崇

札幌市について



- 人口・・・1,965,305人（R6.4.1現在）
- 市域面積・・・1,121.26km²（うち森林713.65km²）
- 市街地と森林が直接接し、緩衝帯となるエリアが少ない

札幌市のヒグマの出没件数(H25～R5年度)



事例①

東区市街地での出没 (令和3年6月)



札幌市生物多様性PRキャラクター
カッコー先生(クマver.)

事例①: 東区市街地での出沒

- 2021年6月18日(金)、東区丘珠～元町～地下鉄環状通東駅付近でヒグマが出沒、市民4名負傷

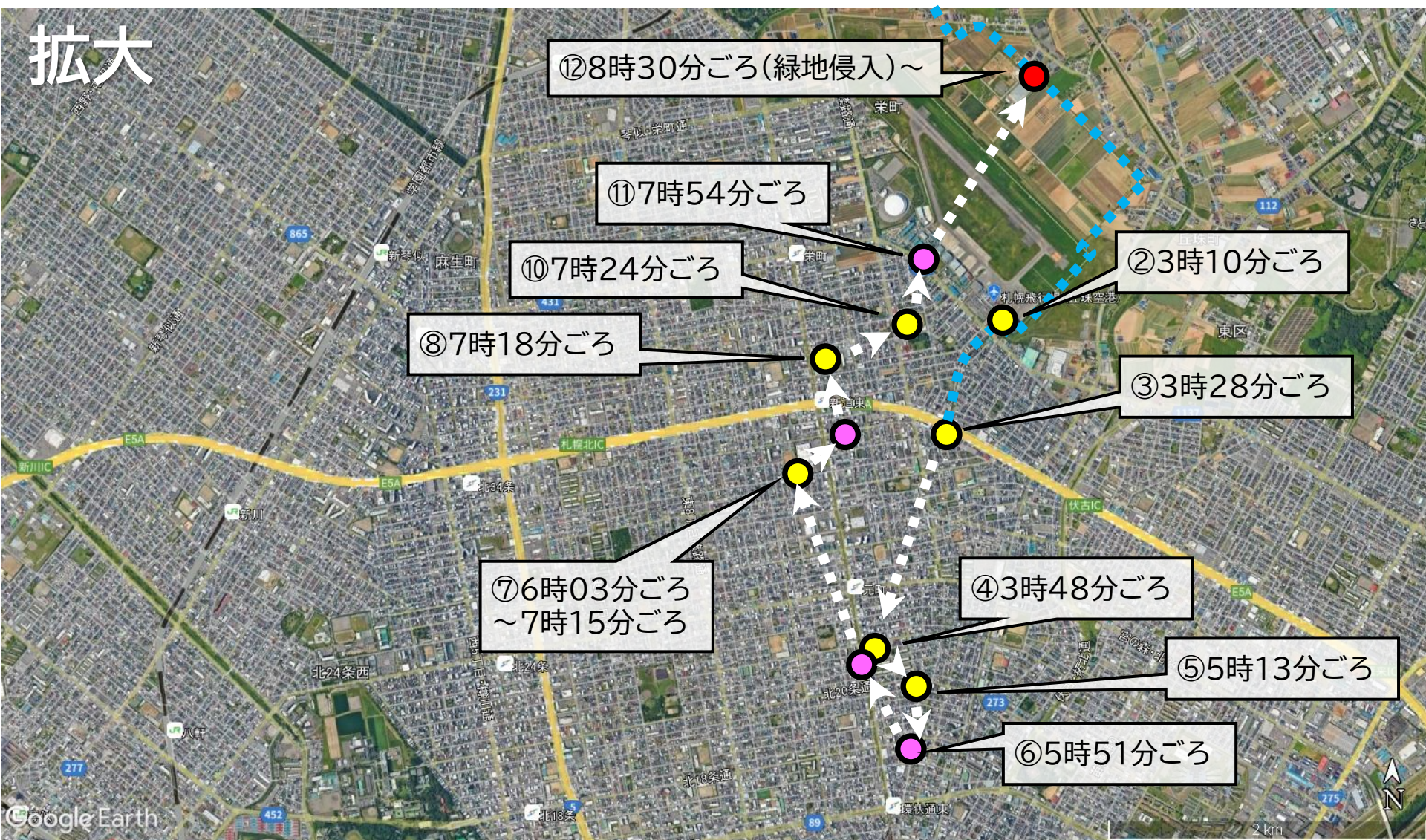


事例①: 東区市街地での出沒



事例①: 東区市街地での出沒

拡大



事例①:ショッピングセンター付近(6時03分頃～7時15分頃)



事例①:ショッピングセンター付近(6時03分頃～7時15分頃)

- 茂みの中にヒグマが滞在
- 臨場した札幌市、警察、猟友会で発砲の可能性を考え、住民等の避難を呼びかけ
(この時点では警察官職務執行法の適用には言及せず)

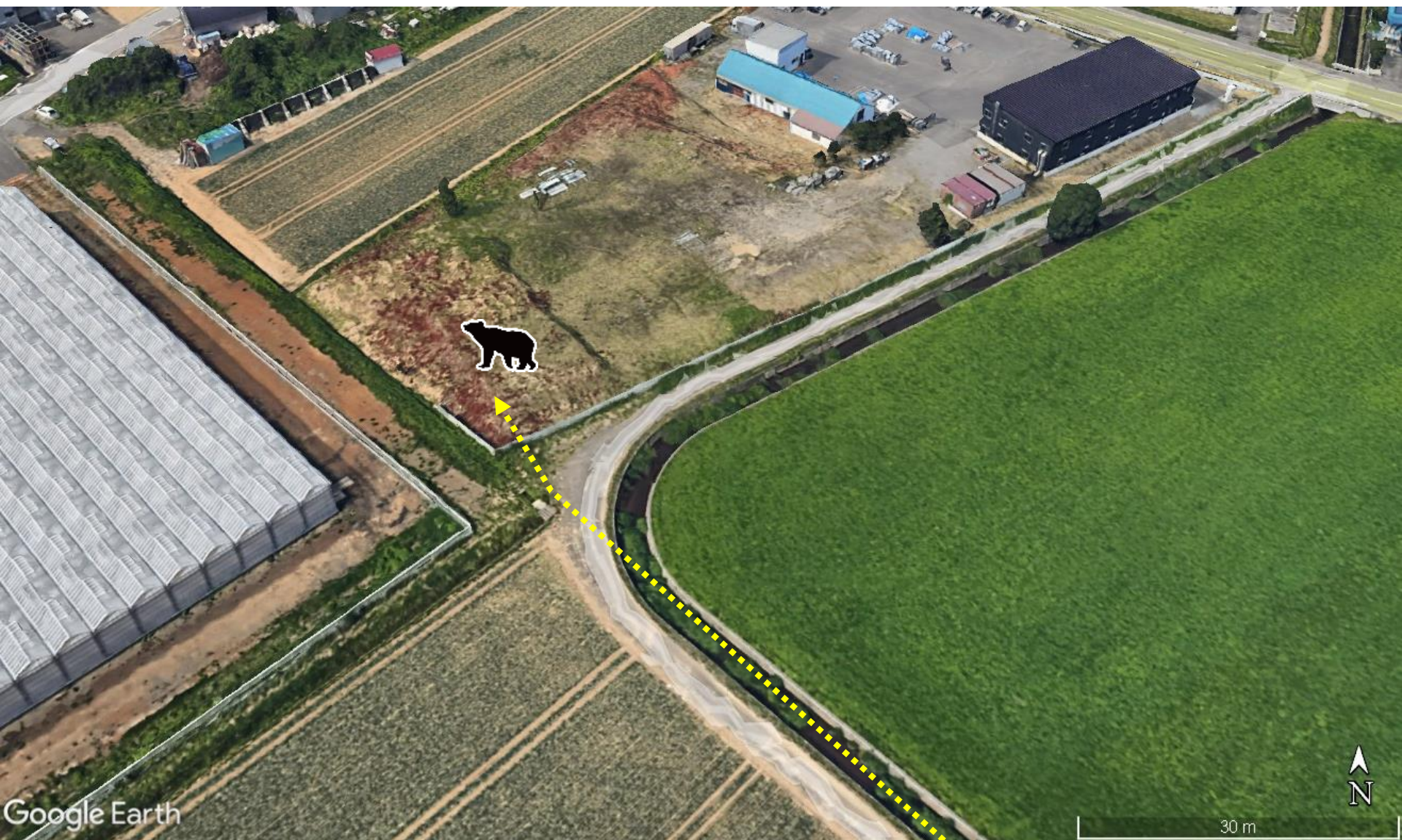


事例①: 栄南小学校付近(7時25分頃～7時50分頃)

- 意思決定できる札幌市職員と警察官が合流
- 猟友会とともに以降、行動を共にする
(この時点では警察官職務執行法の適用には言及せず)



事例①: 東区丘珠の緑地(8時30分ごろ～11時16分)

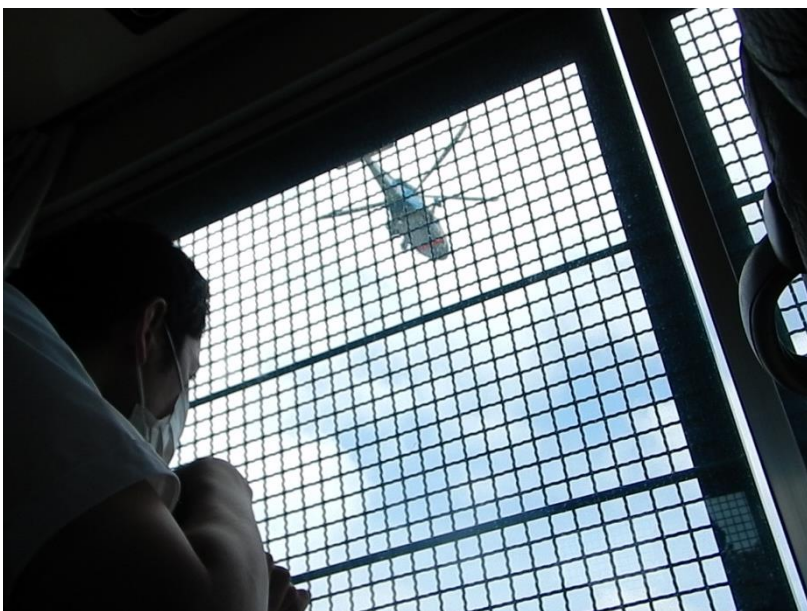


事例①: 東区丘珠の緑地(8時30分ごろ～11時16分)

- 警察官職務執行法を適用しヒグマを捕獲する方針で決定
- 近隣住民等を避難させたうえで探索開始
- 11時16分発砲・捕獲 《オス・5～6歳》



事例①：東区丘珠の緑地(8時30分ごろ～11時16分)



事例①：出沒したヒグマへの方針決定(当時)

危険度



出
没
し
た
場
所

	段階0	段階1	段階2	段階3
市街地	● 誘引物の除去 ● 注意喚起		追払いや捕獲	
市街地 周辺				
森林		注意喚起など		

■ 札幌市の計画上、捕獲対象ではない

事例①:まとめ

- 市街地中心部に出没
- 市民に負傷者(4名)
- 札幌市の対応方針では段階0(当時)で捕獲対象ではない
- 警察官職務執行法の適応を前提で行動
- 意思決定する札幌市、警察、猟友会が常に行動を共にする
- 最終的には住民の安全確保が比較的容易な場所での発砲

事例②

南区藻岩下・真駒内公園での出没
(令和5年6月)



札幌市生物多様性PRキャラクター
カッコー先生(クマver.)

事例②：南区藻岩下・真駒内公園地区での出沒

- 令和5年6月20～22日にかけて、南区藻岩下の住宅地と真駒内公園にヒグマが出沒



事例②：藻岩下での現地対応の様子(6月20日18時頃)

■ 住民からの目撃情報を頼りに札幌市、警察、猟友会でヒグマを探索

(この時点では鳥獣保護管理法、警察官職務執行法の適用には言及せず)



事例②：真駒内公園での現地対応の様子(6月21日8時頃)

■ 現場確認前に、関係者ミーティングを実施



- 状況の確認
- 公園閉鎖措置について
- どのようなことが想定されるか

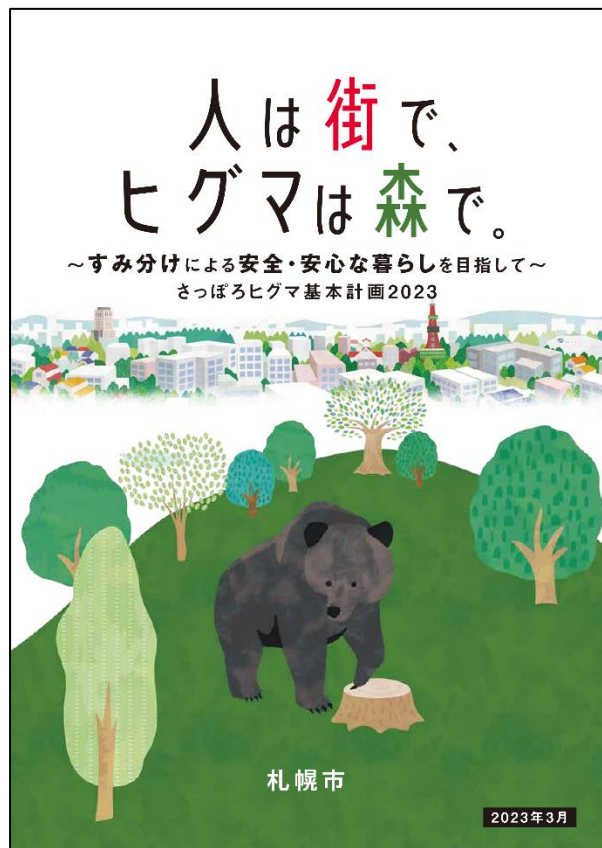


事例②：真駒内公園での現地対応の様子(6月21日17時頃)

- 出沒同日夕方、ヒグマが潜んでいる可能性が高い緑地を取り囲む形でハンターを配置
- 公園閉鎖中であつたものの市民がいる可能性を否定しきれない等、安全面の確保が難しく、緑地内の探索、捕獲は断念



札幌市のヒグマ対策～さっぽろヒグマ基本計画2023～



- 令和5年3月策定
- 北海道ヒグマ管理計画(第2期)の地域計画
- 東区市街地での出没等を踏まえ、市街地対応できるよう見直し
- ゾーニング管理のもと侵入抑制策(防除)、出没対応、意識醸成の取組のほか、生息状況調査を実施

事例②：出没したヒグマへの対応方針

● 有害性判断表

レベル	分類	行動内容
I	人に対する反応	- 人を見ると逃げる - 痕跡のみで目撃されない - 出没時間が主に夜間
II	人に対する反応	- 人を見てもすぐには逃げない - たびたび目撃される
	食べ物等への反応	- 単発的にごみ・食料を漁る - 単発的に農作物を食べる
	その他	レベルII相当と判断される行動
III	人に対する反応	- 人を認識しても逃げない - 追い払っても逃げない - 頻繁に目撃される
	食べ物等への反応	- 人目を気にせずごみ、食料を漁る - 農作物を何度も食害する - 電気柵を倒して農作物を食べる
	その他	レベルIII相当と判断される行動
IV	人に対する反応	- 人間を攻撃した - 積極的に近づいてくる - 建物内に侵入する
	その他	レベルIV相当と判断される行動

● 基本対応方針表

	レベル			
	I	II	III	IV
市街地	●捕獲 ●追払い/見回り ●防除対策	●捕獲 ●追払い/見回り ●防除対策	●捕獲	●捕獲
市街地 周辺	●防除対策 ●追払い/見回り ●捕獲	●捕獲 ●追払い/見回り ●防除対策	●捕獲 ●追払い/見回り ●防除対策	
都市 近郊林	●防除対策 ●追払い/見回り ●捕獲	●防除対策 ●追払い/見回り ●捕獲	●捕獲 ●追払い/見回り ●防除対策	●捕獲
森林		●防除対策 ●追払い/見回り ●捕獲	●防除対策 ●追払い/見回り ●捕獲	●捕獲

捕獲

防除

事例②まとめ

- 住宅地に出没
- 市民に負傷者なし
- 警察官職務執行法の適用は難しい状況
- 札幌市の対応方針では市街地ゾーン・レベル1で捕獲を基本に対応
- 鳥獣保護管理法での対応が求められたが、十分な安全が確保できているかの判断に苦慮
- 最終的には発砲できる条件が整えられず

さいごに～現場対応する立場から～

- 鳥獣保護管理法と警察官職務執行法がそれぞれ適用となる場合の整理(ギャップの埋め合わせ)
- 鳥獣保護管理法の主な捕獲許可権者である都道府県と、その許可を受けハンターに命令を下す市町村双方が運用しやすい仕組みづくり(ガイドライン策定、ハンターに責任が及ばないような仕組み等)
- 市街地において、動き回っている個体及びそうでない個体の対応の違いの整理